

建設会社における
災害時の基礎的事業継続力
評価要領

令和5年4月

国土交通省 関東地方整備局

1 目的	1
2 認定の概要	2
2-1 申請要件	2
2-2 認定の流れ	2
○ 申請	3
○ 評価	3
① 書類評価	3
② 面接評価	3
○ 認定証の交付	3
2-3 類似制度を活用した認定の流れ	3
2-3-1 レジリエンス認証制度を活用した認定の流れ	3
○ 資格要件の事前確認	4
○ 申請	4
○ 評価	4
○ 認定証の交付	4
3 申請	5
3-1 申請書類	5
3-2 申請方法	5
3-3 申請先	5
3-4 類似制度を活用した申請	5
4 評価	7
4-1 評価内容	7
4-2 評価方法	8
① 書類評価	8
② 面接評価	8
4-3 類似制度を活用した申請時の評価	8
5 評価書類の作成	9
計画の策定	10
A 重要業務の選定と目標時間の把握	11
B 災害時の対応体制	13
C 対応拠点の確保	15
D 情報発信・情報共有	17
E 人員と資機材の調達	19
F 訓練と改善の実施	20

(巻末)

申請に必要な様式

1 目的

関東地方整備局は、大規模災害時において、緊急輸送道路の早期確保や河川堤防、港湾施設などの施設の早期復旧に取り組む責任を担っております。

このため、平成19年2月に「関東地方整備局業務継続計画（暫定版）」を策定し、同年7月から本格運用を開始し、同年12月には建設会社向けに「事業継続簡易ガイド（現在は、建設会社における災害時の事業継続力認定の申請に向けたガイドライン（以下「ガイドライン」という。）を公表するなど、大規模災害発生時においても応急対策業務の円滑な執行や一般重要業務を継続して行う体制づくりを進めています。

しかしながら、大規模災害発生時に業務を継続するには、関東地方整備局単独の対応では難しく、実際に緊急復旧の役割を担っている建設会社の皆様の協力が不可欠です。

そこで、各会社の皆様におかれましても事業継続力を高める体制作り（事業継続計画（BCP）の策定）に取り組んでいただき、官民一丸となった大規模災害時における業務継続の体制づくりに、御協力いただきたいと思います。

今般、建設会社の皆様のBCP策定の取組を推進するために、各会社で行っている事業継続力を高める取組（基礎的事業継続力）について、本評価要領に適合した会社を関東地方整備局が認定するとともに公表することとしました。

これらにより、建設会社の信頼性や災害時の地域貢献などの社会的評価の向上につながるものと考えております。

2 認定の概要

建設会社における災害時の事業継続力認定（以下「本制度」という。）は、本評価要領を基に評価を行い、適合した申請会社に対し、関東地方整備局が「災害時の基礎的な事業継続力を備えている建設会社」として、**有効期限をもつ認定証**を発行します。

認定証の有効期間は、交付の日から2年間とします。令和5年10月1日付け認定以降の継続認定にあつては、認定証の有効期間は交付の日から3年間とします。

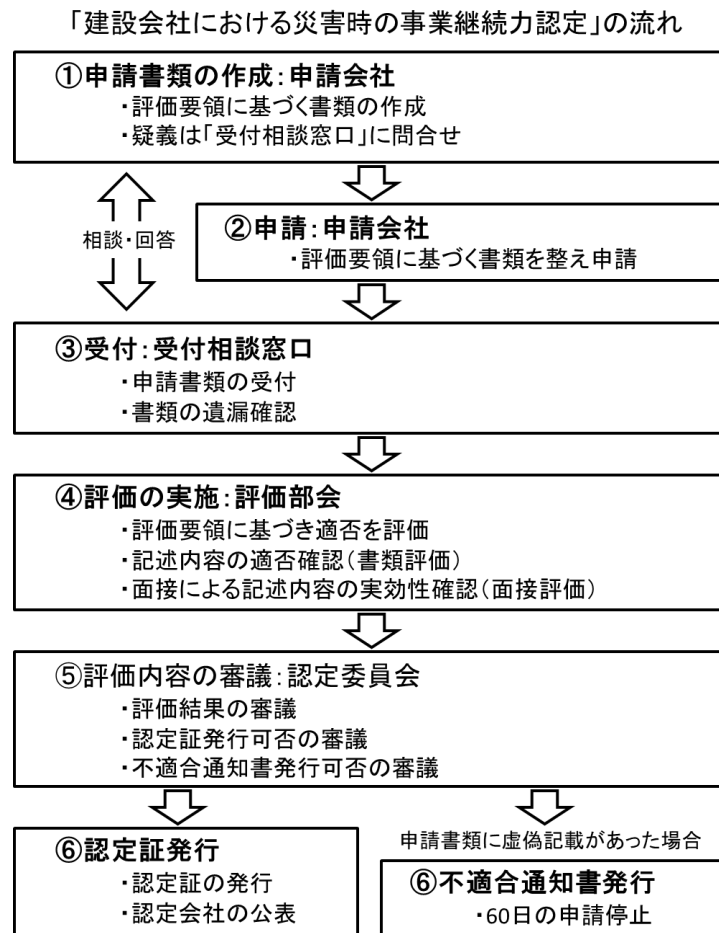
2-1 申請要件

申請することができる建設会社は、以下のとおりです。

- ・ 建設業法第3条第1項に基づく許可を受けていること。
- ・ 関東地方整備局管内に位置している営業所（本店又は支店若しくは建設業法施行令第1条で定めるこれに準ずるものをいう。以下同じ。）からの申請であり、事業継続計画がその営業所に係る内容であること。
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

2-2 認定の流れ

認定は、以下に示す流れで実施します。



○ 申請

事業継続力の認定を受けようとする建設会社（以下「申請会社」という。）は、申請書類を整え受付相談窓口にて申請を行います。

○ 評価

評価は次に示す、「書類評価」と「面接評価」を実施します。

① 書類評価

書類の評価は、申請書類の記載内容を本評価要領に基づき適否を確認します。

なお、不適合の場合は、不適合箇所の内容及び理由を明示した申送り書を申請会社に送付します。不適合箇所の申送り書を受けた申請会社は、訂正箇所を明示した書類を添付し再度申請を行うことができます。

② 面接評価

面接による評価は、評価部会が申請会社と面接により記載内容の実効性、妥当性の確認を行います。

○ 認定証の交付

評価に適合した申請案件について、認定委員会にてその内容等を諮り、認定証を交付します。認定証は、交付日から2年間有効となります。令和5年10月1日付け認定以降の継続認定にあっては、認定証の有効期間は交付日から3年間となります。認定証の交付を受けた建設会社は、関東地方整備局のホームページで公表します。

なお、虚偽記載等が判明した申請については、認定委員会にてその内容を諮り不適合通知書を交付します。不適合通知書の交付を受けた建設会社は、交付日から60日間は申請することはできません。

2-3 類似制度を活用した認定の流れ

関東地方整備局が本制度と同等と認める類似制度（以下「類似制度」という。）の認定を取得している建設会社にあつては、以下により認定します。

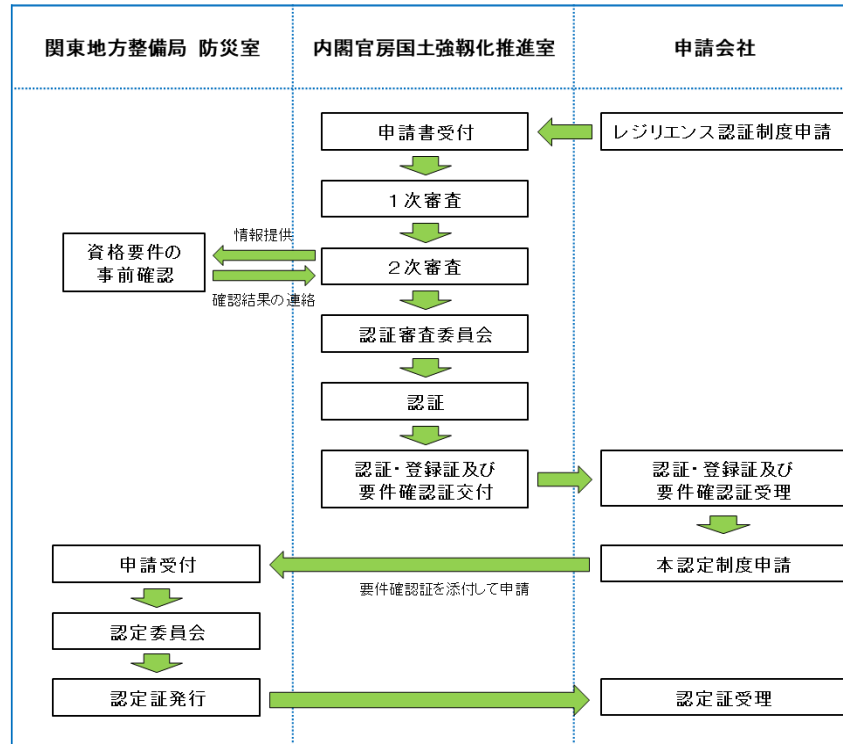
該当する類似制度は、以下のとおりです。

- ・「国土強靱化貢献団体認証（以下「レジリエンス認証」という。）制度」（内閣官房国土強靱化推進室）

2-3-1 レジリエンス認証制度を活用した認定の流れ

レジリエンス認証制度を活用した認定は、以下に示す流れで実施します。

認定の流れ



○ 資格要件の事前確認

レジリエンス認証制度を活用した申請会社が本制度の資格要件に適合することを確認するため、レジリエンス認証制度の審査において申請書類の事前確認を行います。

事前確認事項は以下のとおりです。

- ・事業継続計画が、関東地方整備局管内に位置している申請会社の営業所に係る内容であること

○ 申請

レジリエンス認証制度を活用した申請の場合に「申請会社」が準備する申請書類は、3—4類似制度を活用した申請を参照してください。

○ 評価

レジリエンス認証制度を活用した申請の場合における評価については、4—3類似制度を活用した申請時の評価を参照してください。

○ 認定証の交付

申請案件について、認定委員会にて申請書類の内容を諮り、認定証を交付します。認定証は交付日から2年間有効となります。認定証の交付を受けた建設会社は、関東地方整備局のホームページで公表します。

なお、虚偽記載等が判明した申請については、認定委員会にてその内容を諮り不適合通知書を交付します。不適合通知書の交付を受けた建設会社は、交付日から60日間は申請することはできません。

3 申請

3-1 申請書類

本制度の申請に必要な書類（申請書類）は、以下のとおりです。

各書類の様式は、巻末「申請に必要な様式」に示しています。

- ① 基礎的事業継続力 認定申請書（様式1）
- ② 申請書類確認一覧（様式2）
- ③ 評価書類（任意様式）

※継続申請については、認定期間の実施記録（訓練・点検など）を必ず添付ください。

※③評価書類には必ずページを振ってください。継続申請については、実施記録にもページを振ってください。

- ④ 面接評価書類（様式3）※認定手続中に別途提出を依頼します。

申請書類は、原則A4サイズで作成し提出してください。

なお、③評価書類は、後述する「5 評価書類」に示す確認項目ごとにとりまとめてください。

3-2 申請方法

申請は、以下の申請先に申請書類一式の電子データ（PDF：10MB以内）を電子メールで提出してください。電子データの容量が10MBを超える場合は、大容量ファイル転送サービス又はCD-Rの郵送により送付してください。

3-3 申請先

申請先は、関東地方整備局のホームページを御参照ください。

<https://www.ktr.mlit.go.jp/bousai/bousai00000156.html>

3-4 類似制度を活用した申請

類似制度を活用した申請時における申請書類は、以下のとおりです。

申請書類

- ①事業継続力認定認定申請書（類似制度名称を活用した申請）（様式4）※
- ②類似制度の認証機関が発行した認定を受けていることをわかる書類 ※
- ③類似制度の認定時に提出した書類 ※

申請方法及び申請先は、3-2申請方法、3-3申請先と同様です。

※現時点で該当する制度は、レジリエンス認証となるため、②及び③は以下の書類となります。

- ②関東地方整備局の災害時の事業継続力認定のための要件確認証
- ③レジリエンス認証 申請団体提出書類（審査完了後）

※ 評価書類に記載される個人情報の取り扱いについて

当認定に当たっての評価は、書類に記載された内容の実効性、妥当性に関する確認を行うため、申請会社及び関係会社の事業所や社員の方の氏名、住所、電話番号、Eメールアドレス等の情報を用いて評価を行う場合があります。当評価では、これらの個人情報（以下「申請者情報」といいます。）の適正な保護を重大な責務と認識し、この責務を果たすために、次の方針の下で評価書類に記載されている個人情報を取り扱います。

- ・ 本評価書類に記載される個人情報については、個人情報の保護に関する法律その他の関連法令を遵守し、適切に取り扱います。
- ・ 個人情報の取扱いに関する規定を明確にし、関係者に周知徹底します。また、関係者等に対しても適切に個人情報を取り扱うように要請します。
- ・ 規定を明確にし、関係者に周知徹底します。
- ・ 申請者情報の漏洩、紛失、改ざん等を防止するために必要な対策を講じて適切な管理を行います。
- ・ 提出された書類については、事業継続力の認定審査以外には使用しません。
- ・ 保有する申請者情報について、申請者からの開示、訂正、削除、利用停止の依頼を所定の窓口でお受けして、誠意を持って対応いたします。

4 評価

評価は書類の確認に加え、面接により実効性の確認を行います。

4-1 評価内容

評価は、表1「確認項目と確認内容」に示す内容について、災害時の基礎的事業継続力を備える上で重要と考えているポイント（表2「確認ポイント」）を主観に「書類評価」及び「面接評価」により実施します。

表1 確認項目と確認内容

確認項目		確認内容
	計画の策定 (p10 参照)	<ul style="list-style-type: none">・計画策定の意義・目的・計画の検討体制・策定、改定等の責任者による承認
A	重要業務の選定と目標時間の把握 (p11,12 参照)	<ul style="list-style-type: none">・受ける被害の想定・重要業務の選定・目標時間の把握
B	災害時の対応体制 (p13,14 参照)	<ul style="list-style-type: none">・社員及び家族の安否確認方法・二次災害の防止・災害対応体制・災害対策本部長の代理者及び代理順位
C	対応拠点の確保 (p15,16 参照)	<ul style="list-style-type: none">・対応拠点、代替対応（連絡）拠点の確保・対応の発動基準
D	情報発信・情報共有 (p17,18 参照)	<ul style="list-style-type: none">・発災直後に連絡を取ることが重要な国、都県、市区町村との相互の連絡先の認識・施工中現場の連絡先等の認識・災害時にも強い連絡手段の準備
E	人員と資機材の調達 (p19 参照)	<ul style="list-style-type: none">・自社で確保している資源の認識・自社外（協定会社など）からの調達についての連絡先の認識
F	訓練と改善の実施 (p20,21 参照)	<ul style="list-style-type: none">・訓練計画・事業継続計画の改善計画及び平常時の点検計画・事業継続計画の現状の課題と今後の対応・訓練、事業継続計画の改善及び点検の実施状況 (2回目以降の申請の場合必須)

表2 確認ポイント

【確認ポイント】

- ・ 災害対応を行える内部体制となっているか
- ・ 関東地方整備局等の行政機関と連絡できる体制が整っているか
- ・ 災害対応のための資機材や人員を確保できる体制が整っているか
- ・ 災害時に有効に機能するための訓練を実施しているか

4-2 評価方法

① 書類評価

書類評価は、表1「確認項目と確認内容」に示す内容の全ての項目が適合した書類となっているかを確認します。

② 面接評価

面接評価は、以下の2点について面接により確認します。

- ・ 「**災害時に確実に機能するか**」
- ・ 「**災害時に機能するための準備がなされているか**」

4-3 類似制度を活用した申請時の評価

類似制度を活用した申請時における評価においては、書類評価及び面接評価は省略します。

5 評価書類の作成

本章では、評価書類の記載内容及び記述等の留意点を示しています。

評価書類の作成は、確認項目ごとに示している「記載上のポイント」を参照し、記入の有無や内容について確認し、作成をお願いします。

- ・ 評価書類は、これまで会社で作成している災害対策計画や事業継続計画（BCP）などで類するものがある場合は、該当する部分の写しを提出ください。
- ・ 評価は表2に示している、「確認項目」「確認内容」について全て確認しますので、申請に当たっては、「確認項目」「確認内容」が全てそろっていることを確認して下さい。

(再掲) 表1 確認項目と確認内容

確認項目		確認内容
	計画の策定 (p10 参照)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画策定の意義・目的 ・ 計画の検討体制 ・ 策定、改定等の責任者による承認
A	重要業務の選定と目標時間の把握 (p11,12 参照)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受ける被害の想定 ・ 重要業務の選定 ・ 目標時間の把握
B	災害時の対応体制 (p13,14 参照)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社員及び家族の安否確認方法 ・ 二次災害の防止 ・ 災害対応体制 ・ 災害対策本部長の代理者及び代理順位
C	対応拠点の確保 (p15,16 参照)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対応拠点、代替対応（連絡）拠点の確保 ・ 対応の発動基準
D	情報発信・情報共有 (p17,18 参照)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発災直後に連絡を取ることが重要な国、都県、市区町村との相互の連絡先の認識 ・ 施工中現場の連絡先等の認識 ・ 災害時にも強い連絡手段の準備
E	人員と資機材の調達 (p19 参照)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自社で確保している資源の認識 ・ 自社外（協定会社など）からの調達についての連絡先の認識
F	訓練と改善の実施 (p20,21 参照)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 訓練計画 ・ 事業継続計画の改善計画及び平常時の点検計画 ・ 事業継続計画の現状の課題と今後の対応 ・ 訓練、事業継続計画の改善及び点検の実施状況 (2回目以降の申請の場合必須)

計画の策定

■ 作成に当たって

災害時に実用性のある計画とするために、事業継続計画を策定する意義、目的を明確にすることが重要です。

また、計画の整合性、実用性等を継続させていくために、計画の検討体制を明確にし、定期的に現行の計画の検討、改善をしていく必要があります。

■ 内容

○ 計画策定の意義・目的

記載上のポイント
・計画策定の意義・目的等を記載した基本方針を記載してください。

○ 計画の検討体制

記載上のポイント
・計画策定の体制を記入してください。記載方法（表、体制図）は自由です。 ・役職、氏名、検討体制での役割、災害対策本部での役割等を記入してください。 ・計画を検討する上で重要となる本部長、班長等は、検討体制に含めるようにしてください。

○ 策定、改定等の責任者による承認

記載上のポイント
・計画を策定、改定した場合は、検討体制の責任者によるサインや印鑑で、内容が承認されたことを示してください。 ・策定、改定の日付、内容等も併せて記載し、一覧表で整理してください。

A 重要業務の選定と目標時間の把握

■ 作成に当たって

自社の周辺地域で大規模な災害が起きた場合、自社の施設が被災して使用できない事や、半数の社員が参集できない事など、業務を行う上で相当の制約が生じます。自社に被害がない前提で、実施を考えていた業務全てを行うことはできません。

一方で、建設業は復旧活動の中心的な役割を担う業界であり、発災直後からの迅速な活動が各方面から期待されています。発注者や取引先、所在地域周辺から災害時にどのような期待をされているか想定し、優先的に取り組むべき「重要業務」を選定し、これらを災害発生後の何時間後、何日後までに実施するという「目標時間」を設定することが重要です。

本項の資料作成に当たっては、ガイドライン (p14) 「A 重要業務の選定と目標時間の把握」も御参照ください。

■ 内容

○ 受ける被害の想定

記載上のポイント
<ul style="list-style-type: none">・重要業務を選定するための参集可能人数などを把握し、必要な自社が受ける被害を想定してください。・被害の想定は、内閣府や自治体等で公表している被害想定資料（震度分布図、ハザードマップなど）を参照してください。・対象となる被害がない場合やわからない場合は、自社周辺で震度6強の地震が発生するものとして想定してください。・自社保有の建物に関する耐震性等について、記載してください。

○ 重要業務の選定

記載上のポイント
<ul style="list-style-type: none">・重要業務には災害時に行わなければならない業務を選定してください。・重要業務は参集可能人数で対応できる範囲としてください。・重要業務には「災害時における国、都県、市区町村への連絡調整」、「災害協定業務その他の応急・復旧業務」や「災害時の自社施工中現場の確認」を含んでください。

○ 目標時間の把握

記載上のポイント
<ul style="list-style-type: none">・目標時間は、参集可能な人数で対応できる範囲としてください。・目標時間は、30分、1時間、2時間、3時間、6時間、12時間、1日、2日、3日…などのある程度の区切りで見積ってください。・目標時間は、就業時間内と就業時間外（夜間・休日）で分けて考えてください。

【目標時間の把握：参考資料】

関東地方整備局のBCPでは、以下のような目標時間を設定しています。

- ・道 路：首都中枢機能継続のための道路交通確保（1日以内）
緊急車両の道路通行機能確保（3日以内）
- ・河 川：河川堤防、管理施設の緊急復旧（3日以内）
- ・港 湾：川崎港基幹的広域防災拠点の機能確保（1日以内）
緊急物資輸送用の耐震強化岸壁の緊急復旧（3日以内）
- ・空 港：3時間以内に空港の被災状況確認し、順次運用開始
緊急物資輸送用の耐震強化岸壁の緊急復旧（3日以内）

B 災害時の対応体制

■ 作成に当たって

発災後迅速に事業を実施、継続するためには、災害時の組織体制と指揮命令系統を明確にしておき、即座にそれらを発動させる必要があります。そのとき、経営者が不在の場合や、連絡がつかない場合もあります。したがって指揮者が災害時の緊急対応（事業継続）を行う上で、誰が動けるのかを把握することが対応の第一歩となります。固定電話による連絡網で安否確認を行うことを想定している会社も多いかもしれませんが、災害時には回線の切断や輻輳により、電話が繋がりにくい状況が想定されます。社員同士が近隣の地域に住んでいる場合は、直接出向いて安否を確認することも考えられます。また、近年の災害で有効性が示されている携帯メールの活用や安否確認システムの導入といった方法も考えられます。災害時においても、社員やその家族の「安否を確実に確認」する方法が決まっていることが重要です。

次に、参集した社員の中で緊急対応を行うわけですが、大規模な被害の中で、状況に応じて即座に各自の役割を判断するのは難しく、対応の遅れや誤った判断に繋がりがねません。あらかじめ、緊急対応として社内の誰がどのような役割を果たすのか、その「対応体制」や「役割」が決まっていることが重要です。

さらに、災害対策本部長などの災害体制の指示者との連絡が取れず、対応が滞ることも考えられます。このような状況を回避するため、「災害対策指揮者の代理者及び代理順位」が決まっており、災害対策本部長本人及び代理者がこれを十分認識していることが重要です。

本項の資料作成に当たっては、ガイドライン (p22)「B 災害時の対応体制」を御参照ください。

■ 内容

○ 社員及び家族の安否確認方法

記載上のポイント
以下の内容について記載してください。 <ul style="list-style-type: none">・安否確認の発動基準・安否確認の責任者、担当者及びその代理者・確認する項目（社員及びその家族の安否、会社への参集の有無 など）・安否確認の作業手順（担当者から代理者への移行ルールなど、出来るだけ具体的に記載してください。就業時間内と就業時間外で方法が変わる場合もあります。）・緊急社内連絡体制（最新の体制表を添付し、作成日を記載してください。）・来客などの避難・誘導方法

○ 二次災害の防止

記載上のポイント
・本社や施工中の現場における二次災害の防止方法について記載ください。

○ 災害対応体制

記載上のポイント
1) 災害時の「各役割」 <ul style="list-style-type: none">・役割ごとの「氏名」「役職」について記載してください。・役割の例としては、「災害対策本部長」、「社員の安全確保、安否確認担当」、「被害状況確認担当」、「得意先、取引先担当」、「災害復旧工事担当」等が挙げられます。
2) 災害時の「対応体制」 <ul style="list-style-type: none">・上記の役割間の指示系統や連絡手段等を記入してください。・実際の指示、報告は途中段階をとばして、本部長から直接、現場担当者に指示をするなども適宜行うことができるよう配慮したものとしてください。

○ 災害対策本部長の代理者及び代理順位

記載上のポイント
代理順位の3位程度まで以下の内容について記載して下さい。 <ul style="list-style-type: none">・「代理順位」・「役職」・「氏名」

C 対応拠点の確保

■ 作成に当たって

災害時には、社内及び周囲の情報を迅速に集め指示を出す、あるいは公共団体等と早急に連絡を取るための、自社施設など、対応を行う「対応拠点」が決まっていることが重要です。

しかし、この対応拠点が、社屋の被害や周辺の火災、地域のライフラインの途絶などにより使用できない場合も想定されます。その場合、例えば会社の幹部の自宅や懇意な会社の一部を借りる等して確保することが考えられます。本来の対応拠点同様の機能は確保できなくとも、連絡を取り対応を決めるための「代替対応（連絡）拠点」を選定していることが重要です。

また、上記の対応拠点が決まっても、例えば、参集に当たって上司の指示が必要であれば、うまく指示が伝わらない社員が出ることや、連絡できない状況に陥り、対応に滞りが生じることが想定されます。指示を待たずに、社員各自の判断で対応拠点や担当の現場に参集を始めるなどの行動に移れるようにするため、初動対応の「発動基準」が明確に決まっていることが重要です。

本項の資料作成に当たっては、ガイドライン (p29) 「C 対応拠点の確保」を御参照ください。

■ 内容

○ 対応拠点、代替対応（連絡）拠点の確保

記載上のポイント
<p>1) 「対応拠点」</p> <p>以下の内容について記載してください。</p> <ul style="list-style-type: none">・「名称」・「住所」・「連絡先」・「揃える（又は揃っている）設備の概要」 <p>※今後、揃える設備については、揃える予定時期も記載してください。</p> <p>※棚・ロッカーなどの地震等の対策状況（固定など）について、整理してください。</p> <p>※重要なデータなどのバックアップ状況について、整理してください。</p>
<p>2) 「代替対応（連絡）拠点」</p> <ul style="list-style-type: none">・ 1) 対応拠点と同項目を記載してください。・ 直接参集する人員とその役割分担・ 対応拠点と代替対応（連絡）拠点の位置関係などがわかるもの・ 自社及び自社社員以外の保有する施設を代替対応（連絡）拠点としている場合、保有者と交わした了解文書の写し等を提出してください。

○ 対応の発動基準

記載上のポイント
<ul style="list-style-type: none">・ 災害対応を行う体制をとる基準を記載してください。 <p>記載例≫</p> <p>「震度6弱以上の地震発生で対応体制を立ち上げる」など</p> <p>※風水害の発動基準がある場合は、その発動基準を起動してください。</p> <p>※浸水しても対応拠点を活用できる場合はその理由、代替対応拠点に対策本部を設置する必要がある場合はその対応を記載してください。</p>

D 情報発信・情報共有

■ 作成に当たって

災害が発生した場合、発注者や取引先から貴社に連絡が取れなければ、相手は最悪の状況を想定し、他社に業務を依頼する可能性もあり、今後の受注に影響を与え兼ねません。このような状況を回避するため、発注者や取引先と確実に連絡が取れる体制の確保が必要です。

そのためには、まず、発災直後に連絡を取ることが重要な国、都県、市区町村などの公共団体や関係会社の「連絡先」を把握していることが重要です。また、これと合わせて相手側からの連絡も確実に受けられるよう、自社の緊急時の連絡を行う「担当者」を決めておき、担当者とその連絡先を相手側に「示しておくこと」が重要です。これにより、連絡があちこちに入ることによる情報の錯綜も防ぐことができます。

また、災害時には、固定電話や携帯電話は回線切断や輻輳により使用できない可能性があります。携帯メール等の災害時にもつながりやすい「連絡手段」を確保することが重要です。

本項の資料作成に当たっては、ガイドライン (p36) 「D 情報発信・情報共有」を御参照ください。

■ 内容

○ 発災直後に連絡を取ることが重要な国、都県、市区町村との相互の連絡先の認識

記載上のポイント
<p>1) 発災直後に連絡を取ることが重要な国、都県、市区町村*との連絡先</p> <p>※協定や契約などの関係にある国、都県、市区町村を対象としてください。該当する関係先がない場合は、自社の所在する市区町村の災害の担当部署などの連絡先を記載してください。</p> <p>発災直後に連絡を取ることが重要な国、都県、市区町村ごとに、以下の内容を記載してください。</p> <ul style="list-style-type: none">・「組織名称（協定の有無）」※協定がある場合はその協定の写しも添付してください。・「担当者氏名」・「連絡手段」・「連絡先」・「連絡の重要度」・「連絡する趣旨」 <p>また、「連絡手段」には、災害時にもつながりやすいものを含めてください。</p>
<p>2) 自社の連絡対応窓口</p> <p>以下の内容を記載してください。</p> <ul style="list-style-type: none">・「担当者氏名」・「代理者氏名」・「役割」
<p>3) 自社の災害時にもつながりやすい連絡手段の連絡先、担当者を発災直後に連絡を取ることが重要な国、都県、市区町村に「示したもの」</p> <ul style="list-style-type: none">・示したものの例としては、提出文書（契約書の一部などでもよい）、メール、FAXが挙げられます。

○ 施工中現場の連絡先等の認識

記載上のポイント
<ul style="list-style-type: none">・工事名、発注機関（担当者及び連絡先）、現場代理人、夜間休日の現場確認担当者・代理者及び連絡機などを記載してください。・現場確認担当者は、重要業務「施工中現場の被害状況確認・二次災害の防止」の目標時間内に対応できる人員とってください。

○ 災害時にも強い連絡手段の準備

記載上のポイント
<ul style="list-style-type: none">・災害時にもつながりやすい連絡手段を記載してください。・併せて、その連絡先も記載してください。・連絡手段の例としては、「携帯メール」、「携帯電話を通信手段とした無線インターネット接続を備えたPCのメール」、「衛星電話」等が挙げられます。

E 人員と資機材の調達

■ 作成に当たって

災害時において組織が迅速に事業の継続若しくは再開を行うために、まず、自社で確保可能な「人員や資機材」の種類や量を概ね把握していることが重要です。

また、建設会社の多くは自社だけで必要資源を確保できるわけではないでしょうから、災害時に不足する資源の提供を依頼できるよう、常日頃から懇意にしている協力会社などの「連絡先」を把握していることが重要です。

本項の資料作成に当たっては、ガイドライン（p40）「E 人員と資機材の調達」を御参照ください。

■ 内容

○ 自社で確保している資源の認識

記載上のポイント
自社が保有している「人員や資機材」について以下の内容を記載してください。 <ul style="list-style-type: none">・確認した時期を付記してください。・資機材等は種類と数量を記載してください。

○ 自社外（協定会社など）からの調達についての連絡先の認識

記載上のポイント
<ul style="list-style-type: none">・自社が行う災害復旧活動に不足すると考えられる、資機材の調達先の連絡先を網羅してください。・調達先名（代替調達先名）、連絡の重要度、調達先（代替調達先）の担当者及び連絡先（連絡手段）、連絡する趣旨（調達する資機材等）、自社の担当者及び連絡先（連絡手段）などについて、記載してください。・災害時にもつながりやすい連絡手段による連絡先を記載してください。

F 訓練と改善の実施

■ 作成に当たって

災害時にも事業を継続又は迅速に再開するには、全社員が対応の内容を認識し、実行できるようにしておかなければなりません。このためには、「災害時対応の訓練」(発動基準、対応拠点、代替連絡拠点、対応体制、代理者及び代理順位の確認とそれに基づいた役割確認等の机上訓練や実動訓練)の実施が重要です。「避難・誘導の訓練」の実施についても同様です。

また、定めた事業継続計画の内容を常に有効なものにするため、毎年の訓練の反省も踏まえ、予算とも連動させて、最低限1年に1度定期的に改善を行うべきであり、さらに、自社事業の変更、実際の災害対応、特に行った訓練の結果等を踏まえた適時の改善も行うべきです。こういった事業継続計画の改善の計画を定めることが重要です。加えて、掲載した内容を最新に保つための平常時の点検も欠かすことのないよう、その計画も定めることが重要です。

2回目以降の申請では、これら訓練の実施状況(写真含む)、改善計画に沿った改善の実施状況、点検計画に沿った平常時の点検の実施状況を提出します。

本項の資料作成に当たっては、ガイドライン(p44)「F 訓練及び改善の実施」も御参照ください。

■ 内容

○ 訓練計画

記載上のポイント
1) 災害時の対応訓練 以下の内容を記入して下さい。 <ul style="list-style-type: none">・「実施(予定)時期」・「訓練概要」・「参加者(予定)」
2) 避難・誘導の訓練 注：「避難・誘導訓練」は自社の社屋等が消防法により訓練を義務付けられていない場合は、記載する必要はありません。 以下の内容を記載してください。 <ul style="list-style-type: none">・「実施時期」・「実施場所」・「参加予定者」・「訓練内容」

○ 事業継続計画の改善計画及び平常時の点検計画

記載上のポイント
以下の内容を記載してください。 <ul style="list-style-type: none">・事業継続計画の改善計画として、「改善の実施時期」(定期的・適時)及び「改善する項目」・平常時の点検計画として、「点検の実施時期」及び「点検する項目」 記載例≫ 「事業継続計画の改善は、毎年10月、(必要に応じて〇〇の後)に行う。改善を検討する項目は～」 「平常時の点検は、毎年〇月、〇月、〇月、〇月に行い、点検する項目は～」

○ 訓練、事業継続計画の改善及び点検の実施状況(2回目以降の申請の場合必須)

記載上のポイント
以下の内容を記載してください。 <ul style="list-style-type: none">・訓練の実施時期、訓練概要、参加者、訓練結果(写真含む)及び所感・事業継続計画の変更改善(定期的・適時)の実施状況(実施した時期、追加変更項目等)・平常時の点検の実施状況(実施時期、点検で是正した項目等)

(巻末)

申請に必要な様式

令和5年4月15日以前の申請は、この資料を使用すること。
※申請時にこのテキストボックスは削除すること。

(様式1)

建設会社における災害時の基礎的事業継続力 認定申請書（新規 ・ 継続）

令和 年 月 日

国土交通省
関東地方整備局長
○ ○ ○ ○ 殿

ふ り が な
会 社 名

ふ り が な
代 表 者 氏 名

所 在 地

電 話

「建設会社における災害時の事業継続力認定」の実施要項に基づき、当社の基礎的事業継続力の認定について次のとおり申請します。

添付書類

- ・「建設会社における災害時の基礎的事業継続力」評価要領に基づく評価書類 1式

【担当窓口】

所属部署・役職：
氏 名：
電 話 番 号：
メールアドレス：

令和5年4月16日以降の申請は、この資料を使用すること。
※申請時にこのテキストボックスは削除すること。

(様式1)

建設会社における災害時の基礎的事業継続力 認定申請書（新規 ・ 継続）

令和 年 月 日

国土交通省
関東地方整備局長
○ ○ ○ ○ 殿

ふ り が な
会 社 名

ふ り が な
代表者氏名

所 在 地

電 話

建設業許可番号

「建設会社における災害時の事業継続力認定」の実施要項に基づき、当社の基礎的事業継続力の認定について、下記資料を添付して申請します。

申請要件に合致した建設会社であること及び添付書類の内容が事実と相違ないことを誓約します。

添付書類

- ・「建設会社における災害時の基礎的事業継続力」評価要領に基づく評価書類 1式

【担当窓口】

所属部署・役職：

氏 名：

電 話 番 号：

メールアドレス：

申請書類確認一覧

(様式2)

確認項目		必要書類	記載ページ	確認のポイント
計画の策定	計画の策定 (ガイドラインp12～参照)	<input type="checkbox"/> 計画策定の目的が記載された基本方針又はマニュアル		計画策定の意義・目的、検討体制が記載されている。
				作成、改定等への記録に、責任者の確認サイン、印鑑等が記載されている。
A 重要業務の選定と目標時間の把握	1. 受ける被害の想定 (ガイドラインp14～A-1 参照)	<input type="checkbox"/> 自社の地域で懸念される災害を整理した資料 (想定される災害の一覧表及び内閣府や自治体等が公表している最新の被害想定資料(震度分布図、風水害・土砂災害等のハザードマップ等)に拠点・代替拠点位置をプロットしたもの)		①自社及び自社地域で想定される災害、被害(ライフライン等)を把握している。被害想定は公表されている最新のものを使用しており、出典(発行時期、発行元)が記載されている。 ②震度分布図及びハザードマップ等において、自社が位置する地点における震度及び浸水状況等が想定している震度及び浸水状況等の整理結果と一致している。
			<input type="checkbox"/> 自社所有の建物の耐震性に関する状況把握資料	
	2. 重要業務の選定 (ガイドラインp16～A-2 参照)	<input type="checkbox"/> 重要業務の選定表		重要業務に以下の3項目が含まれている。 ①「施工中現場の被害状況確認・二次災害防止」 ②「関係する行政機関に対する連絡調整」 ③「災害協定業務の着手」
			<input type="checkbox"/> 重要業務の目標時間の検討表(就業時間内/就業時間外(夜間・休日)) (目標時間を設定した根拠資料を添付すること)	
		「関係する行政機関に対する連絡調整」について、就業時間外(夜間・休日)の目標対応時間が6時間以内である。		
		「災害協定業務の着手」について、就業時間外(夜間・休日)の目標対応時間が1日以内である。		
		今後実施する対策による時間短縮見込みについて、具体的な対策の記載がある。		
	3. 目標時間の把握 (ガイドラインp17～A-3 参照)	<input type="checkbox"/> 対応拠点、代替対応拠点に参集する人員と時間が整理されている資料		全社員の居住地から拠点、代替拠点までの参集距離・時間を把握しており、重要業務の担当者が目標時間までに参集し、対応できる体制になっている。 なお、参集時間は徒歩時速2km(自転車時速5km)で想定している。
<input type="checkbox"/> 災害協定業務着手までの手順がわかる資料 (就業時間内と就業時間外(夜間・休日)のそれぞれの手順)				就業時間内、就業時間外(夜間・休日)毎の手順が具体的に記載されている。

申請書類確認一覧

(様式2)

確認項目	必要書類	記載ページ	確認のポイント
B 災害時の対応体制 4. 社員及び家族の安否確認方法 (ガイドラインp22～B-1, B-2参照)	<input type="checkbox"/> 安否確認方法がわかる資料 (携行カードを作成・配布している場合はその写しを添付)		想定している災害毎に発動基準が設定されており、初動対応の発動基準と整合している。想定している災害全てを記載していない場合は、その災害を発動の対象としない理由を記載している。
			安否確認の責任者、担当者及びそれぞれの代理者が明確になっている。
			社員及び社員の家族の安否確認をしている。
			社員の参集有無を確認している。
			担当者からのメーリングリスト等を活用した一斉送信、代理者への移行ルール、災害用伝言ダイヤルの活用など確実な安否確認方法となっている。
			安否確認の方法が就業時間内・外それぞれについて整理されている。
			携行カードの作成・配布など、安否確認の手法を社員に周知していることがわかる記載がある。携行カードを作成している場合、計画書で整理された安否確認方法、安否確認の発動基準が明記されている。
	<input type="checkbox"/> 社内連絡体制がわかる資料 (社内の連絡体制表)		最新の緊急連絡体制表を添付しており、作成日を記載している。
			電話・FAX、携帯電話以外にメール(PC、携帯など)による全員の連絡手段を確保している。
	<input type="checkbox"/> 顧客、来客、社員の避難・誘導方法がわかる資料		避難誘導の責任者、責任者代理が明確になっている。
			避難先(集合場所、避難所)までの避難経路が図示され、距離、避難に要する時間、誘導方法(移動手段)などを記載している。

申請書類確認一覧

(様式2)

確認項目		必要書類	記載ページ	確認のポイント
	5. 二次災害の防止 (ガイドラインp26～B-3参照)	<input type="checkbox"/> 二次災害防止の実施計画書		本社や施工中現場等における二次災害防止方法を記載している。
	6. 災害対応体制 (ガイドラインp26～B-4, B-5参照)	<input type="checkbox"/> 指揮命令系統図 (指揮命令系統図、それぞれの代理者及び代理順位がわかる資料)		<p>①各班の担当業務及び重要業務(①「施工中現場の被害状況確認・二次災害防止」、②「関係する行政機関に対しての連絡調整」、③「災害協定業務の着手」)の担当班が明確になっている。</p> <p>②会社の主要ポストが災害対策本部長、班長及びその代理などになっており、権限委譲が決まっている。</p>
				重要業務「関係する行政機関に対しての連絡調整」の担当者と、災害・事故発生直後に連絡すべき関係行政機関への当社担当者が一致している。

申請書類確認一覧

(様式2)

確認項目	必要書類	記載ページ	確認のポイント
<p>C 対応拠点の確保</p>	<p><input type="checkbox"/> 対応拠点と代替対応拠点の概要がわかる資料</p>		<p>対応拠点、代替対応拠点の住所、連絡先(連絡担当者)、揃っている設備などを記載している。</p>
			<p>対応拠点、代替対応拠点を立ち上げる発動の基準が想定する災害毎に明確に決まっている。</p>
			<p>対応拠点が風水害発生時に浸水域であるか自治体が公表しているハザードマップ等を確認している。 浸水域内である場合、浸水域内であっても活用できる理由と、拠点までの代替の交通手段が記載されている。 活動できない場合は、代替対応拠点を活用する。</p>
			<p>代替対応拠点での責任者、責任者代理を記載している。</p>
			<p>①代替対応拠点での役割分担が定められ、重要業務の担当班が明確に記載されている。 ②対応拠点に直接参集する人員と代替対応拠点に参集する人員が重複していない。重複している場合は、その理由を記載している。</p>
	<p><input type="checkbox"/> 対応拠点と代替対応拠点の概要がわかる資料</p>		<p>対応拠点から代替対応拠点までの距離、移動時間、移動方法などについて記載されている。</p>
			<p>対応拠点、代替対応拠点に停電対策(稼働時間含む)がある。又は停電対策の予定が明確に記載されている。停電対策がある場合はバックアップ時間(稼働時間)が記載されている。</p>
	<p><input type="checkbox"/> 設備、棚・ロッカー等、機器の地震等の対策状況一覧がわかる資料</p>		<p>対応拠点、代替対応拠点の設備、棚・ロッカー等の地震対策を検討、実施した記載がある。また、今後、対策する予定の場合、時期(令和〇年〇月予定)の記載がある。</p>
	<p><input type="checkbox"/> 重要なデータ・文書のバックアップの現状がわかる資料</p>		<p>重要な情報のバックアップに関する記載がある。</p>
			<p>バックアップの頻度(週1回等)が記載されている。</p>
			<p>バックアップデータ・文書は、対応拠点以外で保管している。</p>
			<p>特別なシステム(ソフト)がある場合は、バックアップ対象としている。 実施すべきバックアップの対応がある場合は、移行する時期(令和〇年〇月予定など)の記載がある。</p>

申請書類確認一覧

(様式2)

確認項目	必要書類		記載ページ	確認のポイント
<p>D 情報発信・情報共有</p> <p>8. 発災直後に連絡すべき相手先リスト (ガイドラインp36～D-1, p39～D-2)</p>	<input type="checkbox"/>	<p>連絡すべき相手先リスト (災害・事故発生直後に連絡すべき関係行政機関(国、都県、市区町村)リスト)</p>		<p>組織名(災害協定の有無)、連絡の重要度、連絡先担当者、連絡先、連絡する趣旨、当社担当者及び代理人などを記載している。</p>
				<p>連絡重要度の記載がある場合、直接協定関係にある機関の重要度を高くしている。(直接的な協定先は「高」、間接的な協定先は「中」を基本とする。)</p>
				<p>電話・FAX、携帯電話以外にメール(PC、携帯など)による複数の連絡手段を確保している。</p>
				<p>災害協定先(建設業協会等が締結している間接的な協定も含む)の組織がある場合は、その協定書(写し)をすべて添付している。</p>
	<input type="checkbox"/>	<p>施工中現場の一覧</p>		<p>①工事名、発注機関・担当者及び連絡先、現場代理人を記載している。 ②夜間・休日の現場確認担当者・代理者及びそれぞれの連絡先を記載している。 ③現場確認担当者が災害対策本部の重要な役割(本部長、班長など)に就いていない。</p>
				<p>発注担当者への連絡手段は、電話・FAX、携帯電話以外にメール(PC、携帯など)による複数の連絡手段を確保している。(ただし携帯電話不通時に使用できないSMSは基本的に除く。)</p>
			<p>夜間・休日の現場確認担当者・代理者それぞれの施工中現場までの距離と到達時間を把握しており、重要業務「施工中現場の被害状況確認・二次災害防止」の目標時間内に対応できる体制になっている。</p>	

申請書類確認一覧

(様式2)

確認項目	必要書類		記載ページ	確認のポイント
E 人員と資機材の調達	9. 自社で確保している人員、資機材等(ガイドラインp40～E-1)	<input type="checkbox"/> 自社で確保している人員、資機材等がわかる資料		自社で保有している人員や資機材が記載されたリストを作成している。
		<input type="checkbox"/> 備蓄食料のリスト		応急対応業務を担当するメンバー用に、業務・生活のための備蓄を3日分程度確保(又は予定)していて、3日分程度の量を備蓄している根拠【〇人×3日分】が整理されている。(1人当たりの飲料水は3ℓ/日、食料は3食/日)
		<input type="checkbox"/> 災害時の救出用機材等の備蓄のリスト		備蓄食料について、数量、保存期限(令和〇年〇月)、保管場所、保管責任者、数量を確認した日付を整理している。
	10. 災害時の人員と資機材の調達先リスト(ガイドラインp41～E-2)	<input type="checkbox"/> 通常の調達先リスト		①組織名、連絡の重要度、連絡先担当者、連絡先、連絡する趣旨、当社担当者及び代理者を記載している。 ②電話・FAX、携帯電話以外にメール(PC、携帯など)による複数の連絡手段を確保している。 ③燃料の調整先を確保している。
		<input type="checkbox"/> 代替調達先リスト		各調達品目に対して、 ①組織名、連絡の重要度、連絡先担当者、連絡先、連絡する趣旨、当社担当者及び代理者を記載している。 ②電話・FAX、携帯電話以外にメール(PC、携帯など)による複数の連絡手段を確保している。

申請書類確認一覧

(様式2)

確認項目	必要書類		記載ページ	確認のポイント
F 訓練と改善の実施	<input type="checkbox"/>	訓練実施計画		事業継続計画を検証する訓練(災害対策本部立上げ訓練、バックアップデータの立上げ訓練等)が対応拠点及び代替対応拠点で実施するように計画されている。
		<input type="checkbox"/>	【継続申請時は必須】 訓練の実施記録	
	<input type="checkbox"/>		定期的点検・定期的改善の実実施計画	
		<input type="checkbox"/>	【継続申請時は必須】 事業継続計画の改善の実実施記録	
<input type="checkbox"/>	【継続申請時は必須】 定期的な点検の実実施記録			点検実施日、点検により是正した内容、承認確認が記載された実施記録を作成している。
13. 事業継続計画の現状の課題と今後の対応(ガイドラインp47～F-4)	<input type="checkbox"/>	事業継続の課題・対応方法等の一覧		事業継続計画の現状の課題や課題に対する対応内容や対応の実実施予定(令和〇年〇月予定など)対応状況を整理している。

(様式3)

※下記①～③は例であり、詳細は認定手続き中にお知らせします。

面接評価書類【新規】

会社名：_____

① 災害時の基礎的事業継続力認定を受けようとした理由を記述ください。

② 貴社の事業継続を行う上で最も重要と考える業務を記述ください。また、その重要業務を行う上で、現時点、考えられる課題とその課題への今後の対応を記述ください。

③ 事業継続計画について、貴社の社内検討体制と社員への周知方法について記述ください。

(様式3)

※下記①～③は例であり、詳細は認定手続き中にお知らせします。

面接評価書類【継続】

会社名：_____

- ① 前回の認定以降、実施した一連の訓練実施計画及び実施結果を総括（実施結果についての所感、新たに判明した課題及び検討事項等）し、災害時の実効性を高めるために行った具体的な取組を記述してください。

- ② 前回の認定以降、計画の内容（訓練以外）を定期的に検証した結果、災害時により確実に機能させるために計画書に反映した主な改善点とその理由を整理してください。

- ③ 事業継続計画をより実効性の高いものとするために、長期的に検討すべき課題、及びその課題に対する現時点で対応できない理由と今後の取組計画（段階的な予定と対応状況）を記載してください。

令和5年4月15日以前の申請は、この資料を使用すること。
※申請時にこのテキストボックスは削除すること。

(様式4)

建設会社における災害時の基礎的事業継続力 認定申請書（レジリエンス認証による申請）

令和 年 月 日

国土交通省
関東地方整備局長
○ ○ ○ ○ 殿

ふ り が な
会 社 名

ふ り が な
代 表 者 氏 名

所 在 地

電 話

関東地方整備局「建設会社における災害時の事業継続力認定」の実施要項第4条第2項に基づき、当社の事業継続力の認定について次のとおり申請します。

添付書類

- 国土交通省関東地方整備局長宛での申請書（鏡）
- 国土強靱化貢献団体認証（レジリエンス認証）制度により発行された要件確認証及び提出書類（審査完了後）

【担当窓口】

所属部署・役職：

氏 名：

電 話 番 号：

メールアドレス：

令和5年4月16日以降の申請は、この資料を使用すること。
※申請時にこのテキストボックスは削除すること。

(様式4)

建設会社における災害時の基礎的事業継続力 認定申請書（レジリエンス認証による申請）

令和 年 月 日

国土交通省
関東地方整備局長
〇 〇 〇 〇 殿

ふ り が な
会 社 名

ふ り が な
代 表 者 氏 名

所 在 地

電 話

建設業許可番号

関東地方整備局「建設会社における災害時の事業継続力認定」の実施要項第4条第2項に基づき、当社の事業継続力の認定について、下記資料を添付して申請します。

申請要件に合致した建設会社であること及び添付書類の内容が事実と相違ないことを誓約します。

添付書類

- ・国土交通省関東地方整備局長宛での申請書（鏡）
- ・国土強靱化貢献団体認証（レジリエンス認証）制度により発行された要件確認証及び提出書類（審査完了後）

【担当窓口】

所属部署・役職：

氏 名：

電 話 番 号：

メールアドレス：

本評価要領に関する問合せ先

国土交通省 関東地方整備局 防災室 電話 048-600-1333

国土交通省 関東地方整備局 港湾空港部
港湾空港防災・危機管理課 電話 045-211-7427